



# 愛犬ガイド

## ～ペットに関するお知らせ～

### 犬の登録をしましょう

- ・犬の所有者は生後90日を経過してから、または飼い始めてから30日以内に、生涯に一度の登録が必要です。※登録手数料/1頭3,000円
- ・登録すると鑑札・門票が発行されますので、鑑札は首輪につけ、門票は玄関先に貼ってください。
- ・登録は市内の動物病院または、市役所本庁舎の生活衛生係（2階17番窓口）で受け付けます。

### 犬の登録変更手続きをしましょう

- ・飼い主が変わった場合
- ・飼い主の住所に変更があった場合  
(市外に引越しをされた場合は、転出先の市町村で手続きをしてください。江別市での手続きは不要です)
- ・犬が死亡した場合



### 狂犬病予防注射を受けましょ

- ・犬の所有者は生後91日以上の犬に、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。  
※特に4月から6月までの間は法定実施期間となっていますので、この期間内での実施をお願いします。※注射料金/3,110円（平成31年4月現在）
- ・室内犬・小型犬であっても必ず接種しましょう。
- ・市内の動物病院で接種すると注射済票が発行されますので首輪につけてください。
- ・江別市外で狂犬病予防注射を受けた場合は、注射済票の交付手続きが必要です。  
注射済証と交付手数料（550円）を持参して、市内の動物病院または市役所本庁舎の生活衛生係（2階17番窓口）で手続きをしてください。



### 犬が逃げたときは…

- ・放たれている犬を見かけたら、生活衛生係（381-1094）へ連絡してください。市では、放たれている犬を保護します。
- ・飼っている犬が逃げた場合はすぐに、生活衛生係（381-1094）、または江別保健所（383-2111）、江別警察署（382-0110）へ連絡してください。





# ルールとマナーを守りましょう

～犬と人が共存する社会のためにご協力をお願いします～



- ・リード（引き縄）を付け、いつでも制御できるようにリードは短く持ち（2メートル以内）散歩しましょう。伸びるリードで飼い主の数メートル前を散歩させたり、放し飼いは大変危険ですのでやめましょう。
- ・トイレを済ませてから散歩することを心がけ、公共の場所や他人の家の前や埠・門付近では排せつをさせないようにしましょう。公共の場所等で排せつをしたときは必ず持ち帰りましょう。
- ・周りの人は飼い主が思っている以上に鳴き声に敏感です。適切なしつけを行い、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・外でブラッシングをすると、毛が風に乗って広範囲へと飛び散り、トラブルの原因にもなります。外で行うときには場所に配慮をして、毛の始末をきちんとしましょう。

## 猫について



ふん尿による畑や庭の被害で迷惑している方が増えています

### 飼い主の方へ

- ・環境省の基準では「ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること」とされており、また、北海道の条例でも「猫の飼い主は、疫病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない」とされています。野生動物に限らず、エキノコックス症はねずみを捕まえたり、食べたりすることで、猫にも感染することがあります。屋外での下記のような動物由来感染症や交通事故から守るためにも猫は室内で飼いましょう。

### 野良猫へエサを与えてる方へ

- ・野良猫へのエサやりの苦情も寄せられています。継続してエサを与えてると飼い主とみなされ、その猫が周りに迷惑をかけたときにあなたの責任となります。また、繁殖し不幸な猫が増える原因にもなります。野良猫にエサを与えるのであれば責任を持って飼い主になり、室内で飼いましょう。



## 動物由来感染症を知っていますか？

～エキノコックス症や狂犬病など多くの感染症があります～

- ・「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。ペットの口の中やつめに細菌やウイルス等がいる場合やふん尿に触れたりする場合に感染することがあります。人と動物には共通する感染症があることを、自分のためにも、動物のためにも知っておきましょう。
- ・日常生活では次のことに注意しましょう。
  - ① 過剰な触れ合いは控えましょう。
  - ② 動物の身の回りは清潔にしましょう。
  - ③ ふん尿は速やかに処理しましょう。
  - ④ 動物にさわったり、土をさわった時などは必ず手洗いをしましょう。



**感染症などの病気の詳細については、保健所へお問い合わせください**



# 守っていますか？飼い主の義務

狂犬病予防法により、犬の飼い主には、  
次のことが義務付けられています。

## 1. ワンちゃんを登録してください!!

- お住まいの市町村に飼い犬の登録が必要です。
- 引越ししたときや飼い犬が死亡したときには届出が必要です。



## 2. 鑑札を着けてください!!

- 登録の際に市町村から鑑札が交付されます。
- 飼い犬が迷子になった際の手がかりになるので、必ず着用させてください。

## 3. 毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください!!

- 予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかるのを防止でき、加えて人への感染を防ぐことができます。
- 予防注射を受けると、注射済票が交付されるので、飼い犬に着用させてください。
- 狂犬病は発症すると致死率100%の恐ろしい病気です。  
我が国では撲滅されていますが、近隣諸国（ロシア、中国、韓国等）では発生が続いている。

狂犬病に  
なりたくないワン

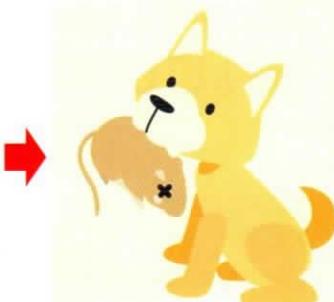


あなたのワンちゃん

# エキノコックス大丈夫?



肝臓にエキノコックスが寄生した野ネズミ



キツネと同じく、犬も野ネズミを食べて感染します。



感染犬の糞が人への感染源となります。



## 犬から人へのエキノコックス感染を防ぐために

### ○まず、犬への感染を防ぎましょう！

- ・放し飼いはやめましょう。
- ・公園、キャンプ場、原野などでも犬を放さないようにしましょう。

### ○犬が野ネズミを食べてしまったら？

- ・犬が感染しても症状は現れません。
- ・動物病院に相談しましょう。
- ・駆虫薬で治療できます。

エゾヤチネズミ  
(体長10cm程度の小型のネズミです)

～ 犬の糞を片付けた後は、必ず手を洗いましょう!! ～

## 道外にエキノコックスを広げないために

北海道特有の寄生虫であるエキノコックスを道外へ広げないために、犬を道外へ移動させる場合には、動物病院に相談しましょう。

